

# 薬局・店舗販売業の業務を行う体制の概要

名 称		許可区分		許可番号	
-----	--	------	--	------	--

## 1 通常の営業日、営業時間及び開店時間

曜日	営業時間 (開店時間+特定販売のみを行う時間)		開店時間		要指導医薬品又は一般用医薬品を 販売・授与する開店時間			
月曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
火曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
水曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
木曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
金曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
土曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
日曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
1週間の 総和				①				②

曜日	要指導医薬品又は第1類医薬品を 販売・授与する開店時間		要指導医薬品を 販売・授与する開店時間		第1類医薬品を 販売・授与する開店時間			
月曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
火曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
水曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
木曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
金曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
土曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
日曜日	:	~	:	時間	:	~	:	時間
1週間の 総和				③				④

## 2 体制の概要

(1) 兼営事業の種類 (該当するものにチェックをすること。)

<input type="checkbox"/> 薬局製剤製造・製造販売業	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等販売業・貸与業	<input type="checkbox"/> 管理医療機器 (特定保守管理医療機器を除く) の販売
<input type="checkbox"/> 医薬部外品の販売	<input type="checkbox"/> 化粧品の販売	<input type="checkbox"/> 医薬品卸売販売業
<input type="checkbox"/> 再生医療等製品販売業	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業	<input type="checkbox"/> 麻薬小売業

(2) 従事する薬剤師・登録販売者の勤務時間

曜日	薬剤師勤務時間		登録販売者勤務時間	
月曜日	:	~	:	時間
火曜日	:	~	:	時間
水曜日	:	~	:	時間
木曜日	:	~	:	時間
金曜日	:	~	:	時間
土曜日	:	~	:	時間
日曜日	:	~	:	時間

要指導医薬品又は一般用医薬品の販売・授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和 ※1	⑥	時間
要指導医薬品又は第1類医薬品の販売・授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和 ※1	⑦	時間

※1：特定販売のみに従事する勤務時間数を除く。

(3) 情報提供及び指導を行う場所の数

要指導医薬品	⑧	か所	一般用医薬品	⑨	か所	第1類医薬品	⑩	か所
--------	---	----	--------	---	----	--------	---	----

(4) 調剤 (薬局のみ記載)

1日平均取扱処方箋数 ( <input type="checkbox"/> 見込み ・ <input type="checkbox"/> 前年 )	※2	⑪	枚
調剤に従事する薬剤師の員数	※3	⑫	人
調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和		⑬	時間

※2：新規の場合「見込み」にチェックし、前年の数は「総取扱処方箋数 (眼科・耳鼻咽喉科・歯科の処方箋数×2/3+他の診療科の処方箋数)」を「業務を行った日数」で除して得ること。

※3：非常勤については常勤換算員数を算出すること。

※4：小数点以下切り上げ。

◎参考 (体制省令条項)

- 第1条第1項第2号
- 第1条第1項第6号
- 第1条第1項第10号・第2条第1項第4号
- 第1条第1項第10号・第2条第1項第4号
- 第1条第1項第11号・第2条第1項第5号
- 第1条第1項第11号・第2条第1項第5号

※4

⑫	≧	⑪	←	⑪	÷	40	判定
⑬	≧	①					-
⑥	÷	⑧	→				-
⑥	÷	⑨	→				-
⑦	÷	⑧	→				-
⑦	÷	⑩	→				-